

令和4年6月16日

第3回岩美町議会定例会
議 会 報 告

岩 美 町 議 会

令和４年６月１６日

岩美町議会議長 足立 義明 様

議会活動の在り方検討特別委員会
委員長 田中 克美

議会活動の在り方検討特別委員会報告

議会活動の在り方検討特別委員会の調査について、以下の通り報告いたします。

記

はじめに

本委員会は、平成３０年１２月議会で設置した議員報酬等調査特別委員会での議論の発展をふまえて、議員報酬にとどまらず広く議会活動と議員活動のあり方を検討する特別委員会として、令和元年６月議会において設置されました。それ以来今日まで委員会を３４回開催し、２回の質問力向上研修会、３回の意見交換会を実施してきました。

検討にあたっては、「議会内部に関わることの改革」と「公開など町民との関係に関わることの改革」を同時並行で進めることを基本にしてきました。また、制度や仕組みの改革が議会と議員の力の向上につながるよう、議会と議員の存在意義や求められる活動、あるべき姿などに立ち返りながら議論すること、認識も経験も異なる議員が共通認識を持った議論になるよう先急ぎせずできるだけ時間をかけることを心がけてきました。

今期議会として改革に取り組んだ期間は、議員報酬等調査特別委員会から３年半、議会活動の在り方検討特別委員会としてほぼ３年になりますが、町民の負託に応えることができる議会づくりと議員１人ひとりの力の向上に実を結ぶことに努めてきました。

任期最後の定例会を前にした５月１８日に一般質問の研修会を実施したのは、特別委員会の初動の際に表明した「任期最後まで努力を尽くす」との公約に則ったものです。

１ 議会活動の在り方検討特別委員会設置に至る経緯

前期議会は平成３０年６月、岩美町特別職報酬等審議会に議員報酬について諮問しました。同審議会は、７月に議会が改選された後の１１月、報酬月額を１０００円、期末手当を０．０５月引き上げる報酬改定を足立義明議長に答申しました。

答申を受けた足立議長は、答申への対応を判断するにあたり、7月の改選で議員報酬の諮問に関与していない議員が5名選出されていること、うち4名が1期目議員であることを考慮し、議員報酬について勉強・議論する機会を持つことを議会に提起しました。

議会は足立議長の提起を受け、同年12月議会において①議員報酬について認識を深めること、②その上で答申への対応を決定することの2点を目的とした議員報酬等調査特別委員会を設置しました。

議員報酬等調査特別委員会は、翌年1月から2月に4回開催し、答申を受け入れること、執行の時期については当分の間は留保することを決定するとともに、第5回特別委員会において、特別委員会の議論は議員報酬にとどまらず議会活動と議員活動のあり方の問題に発展していることから、答申への対応を決定したことで委員会活動を閉じることとはせず、引き続き議員報酬等特別委員会として議論を継続することを確認しました。

こうした認識の発展をふまえ、議会は令和元年6月議会において、議員報酬にとどまらないで広く議会のあり方を検討することを目的に掲げる特別委員会をあらためて設置しました。

2 検討の経緯

回目	年月日	協議内容
1	R1. 7. 31	1 特別委員会の目的の再確認 議員個々の力量の向上と併せて、議会としての活動が町民の期待に応えられるものになるために必要な課題を積極的に検討し、実施していくことを確認した。 2 活動期間の目途を決定 2021年9月議会までに目に見える成果を上げ、議会の存在価値を認識してもらえる状況を作り、議員を目指す町民が生まれるようにすることを確認した。 3 開催の頻度を決定 定例的に2～3週間に1回開催することとした。 4 町民からの意見募集について 9月分の議会だよりで町民からの意見を募集することとした。
2	R1. 8. 21	1 未施行の議員報酬等改正条例の施行時期 特別職報酬審議会の答申に沿って議員報酬等を改正した条例を施行するかどうか、判断の時期を執行部の給与改定の時期に合わせて11月中旬とし、それまでに町民に見える形で本特別委員会の成果を上げることとした。

		2 検討する優先順位 近いうちに広報研修の際に私的な調査活動を計画している議員がいるため、費用弁償、交通費の扱いをはじめに議論し、次に、議会の公開と住民参加の課題を議論することとした。 3 質問・質疑、調査等の能力向上など 質問・質疑、調査等の能力向上により、一段進めるよう研修などに取り組むこととし、次年度予算で研修費増を求めることとした。 4 取組の参考として、早稲田大学マニフェスト研究所が行う議会改革度調査項目を議員に周知した。
3	R1. 9. 3	1 議論の2本立て 今後の議論の柱を議会の見える化と議員活動の環境整備の2本立てとして進めることとした。 2 公務と私事を合わせた出張に係る費用弁償について 国が運用しているマニュアルを基本に判断することとした。 3 議会の放送、放映について 4 議会報告会について
4	R1. 9. 30	1 費用弁償・交通費等について 2 会議の放送について 3 一般質問録画のウェブ放送について 4 議会運営に関する研修会の実施 議会運営について議員必携による研修会を、1期目議員を対象に、正副議長や委員長が講師となって実施することとした。 5 新たな問題提起 議案説明資料の充実、質疑の回数制限の廃止、町長の反問権の付与について提起。
5	R1. 10. 21	1 費用弁償・交通費等について 2 議会の公開について 3 反問権について
6	R1. 11. 11	1 費用弁償・交通費等について 東部町議会議長会から、各町議会において議員報酬のあり方を議論することの要請があり、費用弁償・交通費等については、議員報酬や政務活動費の関係と併せて問題を整理して議論することとし、次回から議員報酬について議論することとした。 2 未施行の議員報酬等改正条例の施行時期 3 議会の公開、会議の放送について 4 議案説明資料の充実について 5 会議録作成体制の充実

7	R1. 11. 27	1 議会の公開、会議の放送について ケーブルテレビで土日に放送している一般質問の録画放送を12月定例会から月曜日も追加し、ユーチューブで配信することとした。 2 未施行の議員報酬等改正条例の施行時期 12月から施行することについて、9人（議長、特別委員長、欠席委員を除く）中7人が賛成した。
8	R1. 12. 10	1 町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告について 全国町村議会議長会の議員報酬あり方最終報告書を参考に、本町の議員定数や報酬額変遷について意見交換を行った。
9	R1. 12. 19	1 町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告について 政務活動費や議員退職後の生活補償について意見交換を行った。
10	R2. 1. 7	1 一般質問録画放送の回数増、ユーチューブ配信の検証 町民から聞いた意見も参考に検証し、継続実施することを確認した。 2 一般質問の生放送について 3 議員報酬のあり方について
11	R2. 1. 27	1 一般質問の生放送について 休憩中は音声を切って映像のみを放送することで、一般質問を生放送することとした。 2 録画放送の編集について 一般質問の録画放送は、休憩中及び取り消された発言をカットしたものを、ケーブルテレビ放送とユーチューブ配信することとした。 3 一般質問以外の本会議の公開について 4 議員報酬のあり方について 今後の進め方について、「議員報酬算定に当たっての手順」に沿って、議会の改革の問題と議員報酬の問題を同時並行の2本立てで進めることとし、議会活動・議員活動とは何かを共通認識にすることから始めることとした。
12	R2. 2. 6	1 一般質問の生放送について 次期定例会から、施政方針と一般質問を生放送することとした。 2 議会活動・議員活動について 議会活動・議員活動とは何かについて、法令や他団体の政務活動費の対象などを参考に意見交換した。
13	R2. 3. 19	1 一般質問生放送の検証 3月定例会一般質問の生放送について、町民の反応などを参考に検証した。 2 議会活動・議員活動の範囲について 岩美町議会の昨年1年間の活動を基に、具体的な議会活動について認識を深めた。

1 4	R2. 3. 30	1 議会活動・議員活動の範囲について 葉山町議会の「議員報酬のあり方について」を参考に、岩美町議会としての議会活動・議員活動の範囲を定めることを目的に、活動領域を区分し、それぞれの領域に当てはまる具体的な活動内容について意見交換した。 【活動領域区分】 A 本会議や委員会の会議、全員協議会などの協議・調整の場、議員派遣など法令に定められた議会の議員の職務 B 法定ではないがAを遂行するために必要な協議調整の会合等 C A・Bを遂行するために直接必要な議員個人が行う調査研究等 X 町主催行事への出席など
1 5	R2. 4. 13	1 議会活動・議員活動の範囲について 活動領域A・B・Cの具体的な活動内容について検討した。
1 6	R2. 6. 12	1 会議の場所と議員派遣の関係について 会議の場所は、議席なども定めて会議録をとる体制などを整えて参集場所を周知すれば議場に限らないこと、その会議場所を離れて現地視察する場合は派遣手続きを行う必要があること、全員協議会には派遣手続きがないことを確認した。 2 活動領域A・B・Cの範囲について 議会・議員の活動領域A・B・Cについて、住民から町政について相談を受けることはこれらの領域にならないなど、具体的な範囲の考え方を確認した。 3 議員による広報活動について 4 活動領域Xについて
1 7	R2. 9. 11	1 活動領域Xについて 町主催の行事やそれと同程度（実行委員会形式で主催）のものに招待されて出席することは、公務性が認められる為、活動領域Xに位置付けることとした。地元自治会などの行事に出席することは、招待する側と議員の対応が地区によっても様々で一律に扱うことが困難なため、どの活動領域にも位置付けないこととした。 2 議員による広報活動について 議員による議会の広報活動は、一般に政務活動の対象になっており、住民の議会への関心や理解を高める活動が大事であることから、活動領域Xに位置付けることとした。 3 議員選出の監査委員と議会との連携について 4 議案審議の進め方について 議長の提起により、常任委員会や全員協議会、本会議等の議案審議の進め方について、より町民に開かれた議論の過程が分かりやすいものに

		するため検討することとした。
18	R2. 9. 25	1 議員選出の監査委員と議会との連携について 議選監査委員と議会との連携を図るため、議選監査委員を講師として監査制度について勉強会を行うこととした。決算審査意見書や定期監査報告書について議選監査委員から説明を受けて意見交換する機会を設けることとし、試行的に直近の12月定例会前に例月出納検査報告について説明を受けて意見交換することとした。 2 議員活動の実態調査について これまでに確認した活動領域A・B・C・Xに基づいて、葉山町議会の報告書を参考に議員活動の実態調査を行うこととした。 3 今後の協議事項とスケジュールについて 改選1年前をめどに議員報酬問題の結論を得るスケジュール 10月 議員活動の実態調査 11月中旬 調査結果、中間報告のまとめ 11月下旬～翌年2月上旬 住民との意見交換 3月下旬 議員報酬見直しの具体的な検討 4月 住民との意見交換、まとめ 5月 報酬審議会へ諮問 他の当面の検討課題 議会の公開のあり方を含めた議会審議のあり方を当面の検討課題とした。
19	R2. 10. 7	1 議員活動実態調査の調査項目について 議員活動実態調査の調査項目について、活動領域C、Xの活動時間は自己申告による、過大評価しないこと、住民や地元団体などとの相談活動は対象にしないこと、一般質問に付随する活動は質問項目が決定してからのものを対象とすること、議員による広報活動は広報を目的とした資料作成時間を対象とすること、自己研鑽は対象にしないこと、調査に表れない必要な活動は住民に別途説明していくことなどを確認し、10月中に調査を実施することとした。 2 議案審議の進め方について 上程予定の議案に対して、全員協議会で質疑し答弁を受けることや、常任委員会や全協の意見によって議案を作成することは適法でないとの行政通知を基に、岩美町議会の現状について意見交換した。
20	R2. 10. 27	1 議案審議の進め方について 岩美町議会の現状をどのように是正するべきか意見交換した。
21	R2. 11. 5	1 議案審議の進め方について 会議規則や議者の解説などを基に、岩美町議会の現状を検証して意見交換した。

2 2	R2. 11. 12	1 議案審議の進め方について
2 3	R2. 11. 20	1 議案審議の進め方について 前2回の議論で出された論点を整理して、事前審査の疑念をクリアし、かつ審議を深めることを担保するための審議の流れ図を委員長から提案。その概要は、執行部が政策立案する過程の中で、成案までに議会の意見を聞く機会を設定すること、上程予定の成案について開会前の議会運営委員会までに説明する（質疑はしない）ことというもの。
2 4	R2. 12. 2	1 議案審議の進め方について 2 町民との意見交換会について 町民との意見交換会に提供する資料を説明。
2 5	R3. 2. 3	1 町民との意見交換会について 12月に自治会正副会長、1月に岩美まちづくりの会と行った意見交換会について、参加者の声などを出し合い意見交換した。 次回の町民との意見交換会は、議員を4グループに分け、小グループ毎に運営する方法の採用を確認した。 2 議案審議の進め方について 議論の中で議員報酬等調査特別委員会、議会活動の在り方検討特別委員会の会議録をHPにアップすることが委員から提起され、実行することを確認した。
2 6	R3. 2. 19	1 議案審議の進め方について 委員長から、前回の発言をもとに委員長提案の流れ図についての各議員の意見を整理したものを提示し、次の議会に上程予定の議案について、事前の常任委員会、全員協議会では質問はするが質疑はしないという委員長提案の流れ図の通りに6月議会から実施することを反対少数で確認した。 2 町民との意見交換会について 意見交換会を2月27日（土）午後2時～4時に中央公民館で開催すること、議員を4グループに分けワールドカフェ方式でやること、中央公民館と各地区の公民館にチラシを置き、議会HP、行政無線で案内していることを、事務局長が報告した。
2 7	R3. 4. 5	1 今後の議論の方向について 委員長から次のことを提案し確認した。 ・R2. 9. 25に確認した報酬に係るスケジュールを修正変更し、R3. 4～5月諮問案検討、6～7月意見交換会とすること。 ・次回から公開問題と決算・予算の説明資料について議論すること。 2 議案審議の進め方について 執行部と協議し、議会が提案する進め方で臨むことになったこと、執行部側から常任委員会と全員協議会の両方で説明することになるのを1

		回で全員に説明することにとの逆提案があったことを委員長から報告した。これに対し、常任委員会を開催して常任委員長の仕分けに基づいて全員協議会で説明するという進め方を、あらためて執行部側に説明することを確認した。 3 一般質問の持ち時間について 一般質問の日程を定め、質問者が少なければ1人の持ち時間を30分より増やしてもいいのではないかという議員からの提案について、現行通りでよいとの意見が大勢であった。議会運営委員会で決着をつけることを確認した。 4 議選監査委員との連携については、年に1回の定期監査報告の時に意見交換することにして、例月出納検査報告は受けないことを確認した。
28	R3. 6. 17	1 議案審議の進め方について 委員長提案を試行した6月議会の検証を行ない、全員が従前の通りがいいとの結論に至った。9月議会では、常任委員会に付託はしないが議案上程後、本会議審議までに常任委員会で審議するという進め方を試行的に行なうことを確認した。 2 議案審議の公開について 常任委員会、本会議の議案審議を岩美町チャンネル、ユーチューブで放送すること、議会審議のために提出される資料を議会ホームページで公開することについて、執行部と協議することを確認した。
29	R3. 7. 14	1 6月議会の検証をふまえて 委員長から、前回委員会後に執行部と合意した内容を報告した。 一つ目は、9月議会から実施する2点―①議案及び請願陳情含む本会議の審議を岩美町チャンネルで生放送する、②議案及び議会に提出した説明資料をPDFにして議会に提出し、事務局がホームページにアップする。二つ目は、9月議会で試行する議案審議の流れで、上程後に付託しないで常任委員会を開催して説明、質疑し、その後全員協議会で協議すべき事項については全協で説明、質疑する。その後に本会議で提案説明、質疑、討論、採決する。 事務局長から、執行部から資料公開の時期として議会初日ではどうかとの提案があったことを報告した。 以上の報告内容について確認した。 議案審議の流れについて9月試行後に検証作業を行ない、4回の定例会の流れを確定したい旨の委員長発言を確認した。 2 勉強会について 一般質問の力量向上をめざし H31. 4 月に受けた土山教授の講義の音源を再学習する自主研修会を行なうことを確認した。 (※この学習会は8月上旬に予定したがコロナ感染拡大により中止した)

30	R3.9.29	1 9月議会で試行した議案審議の検証について 12月議会の議案審議は、3月議会までと同じく事前に常任委員会、全員協議会を開催することを試行として行なうことを執行部に提起することを確認した。 2 議会資料の公開にあたっての個人情報の取扱いについて 情報公開条例の考え方を基本にして、対応を執行部とも詰めて整理することを確認した。
31	R4.2.2	1 12月議会の議案審議の進め方の検証について 3月議会の議案審議の進め方は12月と同じにすることを執行部に伝えることを確認した。
32	R4.2.18	1 12月議会の一般質問の振り返り
33	R4.3.1	1 6月議会までの特別委員会の活動について 2 一般質問の研修について 3 最終報告書について
34	R4.4.20	1 6月議会に向けた一般質問の研修について 2 2年間にわたる活動の振り返りについて

3 検討結果の実施状況のまとめ

特別委員会の議論を積み重ねて確認しながら改革に取り組んでできました。その到達を①議会の公開、②議員力の向上、③住民参加、④行政監視と政策提起の4つの括りで整理すると次のようにまとめることができます。

①議会の公開

	実施した事柄	開始時期
1	一般質問の録画放送(岩美町チャンネル)に月曜日を追加	令和元年12月議会
2	一般質問の録画をユーチューブで配信(質問者毎に視聴可)	令和元年12月議会
3	一般質問と施政方針を岩美町チャンネルで生放送	令和2年3月議会
4	議員報酬等調査特別委員会及び議会活動の在り方検討特別委員会の会議録を議会ホームページで公開	令和3年3月
5	請願・陳情を含む本会議の審議を岩美町チャンネルで生放送	令和3年9月議会
6	議案及び説明資料を議会初日に議会ホームページで公開	令和3年9月議会

②議員力の向上

1	特別委員会の検討の際に、課題に関連する研究報告・論文・先進議会の実践例や調査報告を勉強	
2	1期目議員の勉強会(議員必携をテキストに8回)	令和元年10月～2年2月
3	研修予算を増額	令和2年度予算
4	一般質問の力量向上の研修会(2回)	令和3年12月、4年5月

③住民参加

1	自治会正副会長との意見交換会	令和2年12月23日
2	岩美まちづくりの会との意見交換会	令和3年1月14日
3	議会と町民との意見交換会	令和3年2月27日

④行政監視と政策提起

1	常任委員会の行政事務調査	随時
2	議案審議、決算審査において追加資料を求める	随時

議会の公開及び議員力の向上の課題においては、一定の成果に実ったと判断できます。なお、公開の面では議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の放送、会議録の早期作成、本会議以外の会議録の整備、議会ホームページのいっそうの充実など検討が中途にとどまっている課題もあります。また、未着手のままの課題もたくさんあります。

特に住民参加と行政監視・政策提起は、住民自治の担い手である町民との協同の前進と議会本来の役割のいっそうの発揮という、時代が求めている課題であり、次期議会において挑戦を続けることが必要だと考えます。

4 議員力の向上の取り組みが生み出した前進

前身の議員報酬等調査特別委員会以来の実質3年半に及ぶ議論の成果として、数字には表しえない重要な変化があります。

議会は過去にも議会改革を掲げて特別委員会を設置しました。しかし、当時の改革論議の中で出された「住民との意見交換を」「質問力向上の研修を」という意見は、ごく一部の議員の声にとどまり採用されませんでした。

今期の特別委員会では、意見交換会も、研修会も一人の異議もありませんでした。とりわけ令和3年12月の一般質問力向上をめざす研修会では、講師の土山教授と同僚議員全員に対し、12月議会で行なう予定の自身の一般質問通告書を示し、教授と同僚議員から意見をいただくという、かつて取り組んだことがない場面に、7議員が挑戦したことは、この間取り組んできた文献の勉強と議論の積み重ねの賜物だと思います。

1 2月議会の一般質問を視聴した町民から「質問がよくなった」と声を掛けられた議員もあるなど、われわれの自己満足ではない議員力の前進につながっています。

5月18日の研修会に7議員が挑戦したことは、議会の努力が当たり前のことになりつつある新しい岩美町議会の姿といえるのではないかと考えます。

5 議員活動の範囲と実態調査結果

1 特別委員会は第8回から第19回まで、議員報酬のあり方について検討しました。議員報酬を引き上げることを目的にした検討ではなく、「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」(全国町村議会議長会)の勉強から始め、そこに示された「議員報酬算定にあたっての手順」に沿って報酬を含めた諸問題を議論しました。あらためて議会活動・議員活動のそもそものについての認識を深めることを大事にしながら、先進市町である会津若松市、葉山町の取り組みも参考に、まずは、公費である報酬支給の対象と判断できる活動範囲は何かを、岩美町議会として確定することを目標に議論しました。

その結果、報酬支給の対象となる岩美町議会議員の活動の範囲を次のように確定しました。

【領域A】

地方自治法、委員会条例及び会議規則で定められている本会議、委員会等における議会活動・議員活動。

- ① 本会議
- ② 常任委員会
- ③ 特別委員会
- ④ 議会運営委員会
- ⑤ 全員協議会
- ⑥ 議員の派遣

【領域B】

いわゆる法定外会議、研修等における議会活動・議員活動。

- ⑦ 議員協議会
- ⑧ 代表者会議
- ⑨ 正副議長及び正副委員長による調整会議
- ⑩ 定例会日程調整会議
- ⑪ 委員会事前聞き取り
- ⑫ 委員会正副委員長打ち合わせ・報告書作成
- ⑬ 予算・決算特別委員会まとめ
- ⑭ 議会だより最終チェック

- ⑮ 意見交換会など町民との会議
- ⑯ 他市町村議会視察等受け入れ

【領域C】

領域A及び領域Bに直接的に付随する議員活動（領域C₁とする）及び間接的に付随する議員活動（領域C₂とする）。

【領域C₁】 質問・質疑・討論の原稿作成とそのため的事实確認・聴取など、議案等や協議事項等の精読・研究とそのため提案者への確認など。

【領域C₂】 領域C₁のための文献・資料等の調査研究、現地調査など。

【領域X】

領域Xは、町主催行事及び実行委員会主催など町主催に準ずる行事への出席。議員個人による広報活動は領域Xを含む。

- 2 議員活動の範囲（報酬支給の対象とする活動）を前記のように確定したのち、令和2年10月に、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの期間を調査対象とし、一人ひとりの議員について活動実態調査を実施しました。

領域A及びBについては議会事務局が集計し、領域C及びXについては議員の自己申告としました。なお調査にあたっての留意事項を以下の通りとしました。

① 領域A及び領域Bについての留意事項

- ・議員派遣（町内を除く）については、目的地までの往復に要する時間を活動時間に含める（昼食 12:00～13:00、宿泊 17:00～8:00 を控除）。

② 領域Cおよび領域Xの留意事項

- ・総日数及び総時間数については、総延べ日数と総延べ時間を記載する。
- ・時間数の記載は、1時間を単位とする（1時間未満の端数は四捨五入、活動時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。）。
- ・一般質問に付随する活動については、質問項目を決定してからの資料収集等準備のための調査・研究、質問原稿作成などに要する活動時間を記載する。
- ・議案等には、議案、報告、決議、意見書、請願、陳情等、領域A・領域Bで議題・協議事項となるすべてのものを言う。
- ・議案等の審議に要する事前準備・事前調査等について、すべて記載する。議案等が付託された委員会審査での事前準備・事前調査等も含む。
- ・討論原稿の作成には、討論に必要な資料収集の活動も含む。
- ・議員個人による広報活動には、広報紙の作成に要する活動時間を記載する。
- ・領域Xの対象となる町主催及びそれに準ずる行事については、名称・日時・

所要時間をあらかじめ明示する。それに基づいて出席日数及び時間を記載する。

3 議員活動実態調査の調査結果(議長を除く)は次の通りです。

各領域の活動時間数(最小値～最大値)

領域A	1 8 6 時間(2 3. 3 日)～2 6 5 時間(3 3. 1 日)
領域B	1 時間(0. 1 日)～ 3 6 時間(4. 5 日)
領域C	2 7 時間(3. 4 日)～3 6 2 時間(4 5. 3 日)
領域X	1 1 時間(1. 4 日)～4 1 7 時間(5 2. 1 日)

6 議員報酬の検討について

議員報酬のあり方の議論をして判明したことの一つは、「議員報酬額が低い、条件がととのえば引き上げるべきだ」と大方の議員が認識していたことでした。

特別委員会は、議員報酬はどうあるべきか、岩美町議会議員の活動で報酬支給の対象となる議会活動・議員活動とみなし得る活動範囲を確定する。それに基づいて実態調査を行ったうえで、議会自らが適正と考える報酬額を算定する。その額を町民に示して意見を聴取し、町民の意見を踏まえて再算定したうえで、町の特別職報酬等審議会に諮問するという方向で進むことにしました。

ちなみに、岩美町議会では議会が報酬額を提示する諮問はかつてありませんが、全国の市町村議会の議員報酬の決め方には、白紙の諮問だけでなく額を示した諮問もあります。

第18回の特別委員会で、改選1年前をめぐりに議員報酬問題の結論を得るため、次のようなスケジュールを確認しました。このスケジュールはR2. 10. 30 発行議会だより No. 145 で広報しました。

- 10月 議員活動の実態調査
- 11月中旬 調査結果、中間報告のまとめ
- 11月下旬～翌年2月上旬 住民との意見交換
- 3月下旬 議員報酬見直しの具体的な検討
- 4月 住民との意見交換、まとめ
- 5月 報酬審議会へ諮問

実態調査に引き続いて、議員報酬額の算定に進む方針でしたが、コロナ感染拡大のもとで、報酬額を提示した場合に町民のみなさんに誤解なく受け止めていただけるか疑問が残り、議論は困難ではないかとの判断に至り、報酬額の算定作業に進みませんでした。

全国の市町村議会の中には、住民の期待に応え得る議会をつくる努力を尽くし、かつ議会に対する住民の関心と認識を高めることに努めながら、報酬額の引き上げについても住民の納得を得て実現している議会があります。

住民を巻き込んだ報酬額の議論は、住民自治の深化をめざす取り組みの一つとして、引き続き追求する課題だろうと考えます。

以上

